

令和 8 年第 3 回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和 8 年 9 月 9 日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 7 号	健全化判断比率の報告について	1
報告第 8 号	資金不足比率の報告について	2
議案第 7 6 号	四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について	3
議案第 7 7 号	四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について	4
議案第 7 8 号	令和 8 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 9 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 0 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 1 号	令和 8 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 2 号	令和 8 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 3 号	令和 8 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 4 号	令和 8 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 5 号	令和 8 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 8 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 7 号	令和 8 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 8 号	令和 8 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 7 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	6

報告第7号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月9日提出

四万十町長 山脇 光章

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.4	—
(13.52)	(18.52)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。

報告第8号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月9日提出

四万十町長 山脇 光章

令和7年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

公 営 企 業 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。

議案第 76 号

四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

四万十町長 山脇 光章

四万十町条例第 号

四万十町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

四万十町認可地縁団体印鑑条例（平成18年四万十町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

（1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）

第18条の 3 第 1 項第 6 号に規定する職務代行者

（2） 法第260条の 9 に規定する仮代表者

（3） 法第260条の10に規定する特別代理人

（4） 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

第 7 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

（3） 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。

第 9 条中「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第 1 項第 1 号ト」を「省令第18条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

議案第 77 号

四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について

四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

四万十町長 山脇 光章

四万十町条例第 号

四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例

(四万十町立図書館設置条例の一部改正)

第 1 条 四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、若しくは臨時に開館し、又は開館時間を変更することができる。

第 6 条を次のように改める。

(損害の賠償等)

第 6 条 図書館を利用する者は、図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(四万十町立美術館条例の一部改正)

第 2 条 四万十町立美術館条例（平成18年四万十町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書を削り、同条第 3 号中「12月27日」を「12月28日」に、「1月5日」を「1月4日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

第6条第1項中「午前10時から午後5時30分まで」を「午前9時30分から午後6時まで」に、「午前10時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、「、特に」を「、町長が特に」に、「前項の開館時間」を「開館時間」に改める。

第7条中「その他」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第 1 号

令和 7 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和 7 年度四万十町水道事業会計及び下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

四万十町長 山脇 光章

記

令和 7 年度四万十町一般会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度四万十町水道事業会計決算

令和 7 年度四万十町下水道事業会計決算

